

安全運行パートナーシップ・ガイドラインの概要(抄)

1. 荷主側で、運送する貨物の量を増やすよう急な依頼があった場合、適正な運行計画が確保され、過積載運行にならないよう、関係者が協力して取組む。

- ・荷主側で運送する貨物の量を増やすよう急な依頼があり、出発時間の遅延等が見込まれる場合には、あらかじめ関係者で決められた方法により、到着時間の変更、運行ルートの変更等の措置を講じ、適正な運行計画を確保する。
- ・荷主側の依頼で急遽貨物量が増加し、過積載運行が見込まれる場合に、あらかじめ関係者で決められた方法により、積載量の大きい別車両に変更する、必要台数を準備する等の措置を講じ、適正な積載量による運行を確保する。

2. 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行う。また、到着時間の遅延に対するペナルティ付与にあたっては柔軟に対応する。

- ・実運送事業者が到着時間に遅延することが見込まれる場合には、荷主・元請事業者に対して、到着時間への遅延理由、遅延の見込み時間、道路状況等、ルール化された事項について報告・連絡し、荷主・元請事業者は標準運行管理時間表に基づいた到着時間の再設定、ルート変更等を行う。
- ・到着時間に遅延した場合において、一律にペナルティを付与せず、遅延理由等を分析し、柔軟に対応する。

3. 荷主・元請事業者は、実運送事業者に対して安全運行が確保できない可能性が高い運行依頼は行わない。なお、無理な運行が予見される場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保する。

- ・安全運行が確保できない無理な運送依頼を受けた実運送事業者は、その旨を荷主・元請事業者に連絡し、荷主・元請事業者は、到着時間の再設定、経路選択の適正化等について検討し、安全運行が確保できるよう善処策を講じた上で、実運送事業者に運行依頼する。

4. 荷主・元請事業者は、積込・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行い、適正な運行計画を確保するための措置を講ずるとともに、貨物車両が敷地内待機できる措置を講ずる。

- ・貨物の積込みが時間通りに実施されず、予定通りに出発できない場合には、荷主・元請事業者は実運送事業者からの申出を踏まえ、荷主等は運行標準時間表を活用して到着時間の再設定を行い、適正な運行計画を確保する。
- ・荷主・元請事業者は、実運送事業者の手待ち時間等の実態把握、業務分析の実施、計画的な発注や積込及びブースの増設等への取組により、手待ち時間削減を行うとともに、貨物車両が敷地内待機できる措置を講ずる。

5. 安全運行の確保に向け、協力して安全推進活動に取組むとともに、安全運行パートナーシップ・ルールとして各種課題について具体的な改善方策を取入れてルール化する。

- ・荷主・元請事業者は、安全推進活動として、実運送事業者の運行管理状況を把握するとともに、実運送事業者と協力してヒューマンエラーによる事故防止対策に向けた取組を行う。また、安全運行パートナーシップ・ルールとして、各種課題について具体的な改善方策を取入れてルール化する。

6. 安全運行パートナーシップを確立するため、基本方針・目標の共有化、人材の育成・確保と実施体制の整備等を行う。

- ・荷主・元請事業者と実運送事業者の間で基本方針・目標を共有化し、担当する人材の育成・確保、関係者間の実施体制の整備を行う。
- ・安全運行パートナーシップを形骸化させないための継続的な取組、貨物運送に関係する法令遵守に向けた取組等を行う。